

須崎市校区外申請許可基準(市内で指定された学校を変更する場合)

	事由	具体的な内容	必要書類	許可期間
1	一時転居	家屋の建替えや改築等により一時的に校区外に居住する場合	居住の事実を証するもの	必要とする期間(1年を超えない)
2	転居	校区外に転居したが、従前の学校に通学する場合	居住の事実を証するもの	学年末まで ただし小・中学校最終学年は卒業まで
3	転居予定	家屋の新築、購入または借家への入居により、転居することがはっきりしている場合	世帯全員の住民票、契約書等居住することが確認できる書類	転居予定日まで(1年を超えない)
4	児童・生徒の安全確保	両親の共働き等により、保護者による登校前及び下校後の児童・生徒の安全確保が困難な場合(預かる人が居住する校区の学校に就学を希望する場合)	世帯全員の住民票、両親等の勤務状況証明書、預かる人の同意書及び住民票、その他必要と思われる書類	学年末まで(毎年度申請必要)
5	店舗等経営	自宅のある校区の外に店舗等を経営していて、そこが下校後の児童・生徒の生活圏である場合(店舗等がある校区の学校に就学を希望する場合)	世帯全員の住民票、営業許可等証明書	学年末まで(毎年度申請必要)
6	放課後児童クラブ等を希望する場合	通学区域に放課後児童クラブが実施されておらず、実施されている学校に就学する場合。ただし、通学区域で実施されている場合であっても、やむを得ない事情がある場合は許可する場合がある。	①世帯全員の住民票 ②両親等の勤務状況証明書 ③放課後児童クラブ利用申請書兼承諾書等利用状況が確認できる書類	学年末まで(毎年度申請必要)
7	その他	①兄弟姉妹同一校通学 既に兄弟姉妹が許可を受け、校区外の学校に通学している場合(児童・生徒の安全確保、店舗等経営で許可された場合を除く)	世帯全員の住民票	学年末まで(毎年度申請必要、既に許可を受けた者が在籍しなくなった場合取消すことあり)
		②地理的事情 校区の境等に住居があり、就学指定校を変更することで著しく児童の負担が軽減され、安全に通学することができる場合(対象者:新たに小学校に入学する児童、年度途中で転入・転居してきた児童)	世帯全員の住民票	学年末まで(毎年度申請必要)
		③部活動 小学校時にクラブ・教室に通うなどし、1年以上継続して取り組んでいる活動について、中学校でも継続して行う意思を持っているが、指定された中学校にその部活動がない場合で、希望する部活動がある自宅に最も近い中学校への入学を希望する場合。(対象者:新たに中学校に入学する生徒)	世帯全員の住民票、在学小学校長の理由書、活動母体(スポーツ少年団等)の証明書	学年末まで(毎年度申請必要、1, 2学年で退部した場合には就学指定校へ)
		④その他教育的配慮 上記以外で、いじめや不登校、病気等その他教育的配慮が必要と思われる場合	世帯全員の住民票、学校の意見書や医師の診断書等、その他必要となる書類	教育委員会が認める期間

裏面へ続く

須崎市区域外申請許可基準(市外から須崎市内の学校へ就学する場合)

	事由	具体的な内容	必要書類	許可期間
1	一時転居	家屋の建替えや改築等により一時的に区域外に居住する場合	居住の事実を証するもの	申請した期間
2	転居	区域外に転居したが、従前の学校に通学する場合	居住の事実を証するもの	学年末まで ただし、小・中学校最終学年は卒業まで
3	転居予定	家屋の新築、購入または借家への入居により、転居することがはっきりしている場合	世帯全員の住民票、契約書等居住することが確認できる書類	転居予定日まで(1年を超えない)
4	児童・生徒の安全確保	両親の共働き等により、保護者による登校前及び下校後の児童・生徒の安全確保が困難な場合(預かる人が居住する校区の学校に就学を希望する場合)	世帯全員の住民票、両親等の就労証明書、預かる人の同意書及び住民票	学年末まで(毎年度申請必要)
5	その他	①兄弟姉妹同一校通学 既に兄弟姉妹が許可を受け、校区の学校に通学している場合(児童・生徒の安全確保で許可された場合を除く)	世帯全員の住民票	学年末まで(毎年度申請必要、既に許可を受けた者が在籍しなくなった場合取消すことあり)
		②その他教育的配慮 上記以外で、いじめや不登校、病気等その他教育的配慮が必要と思われる場合	世帯全員の住民票、学校の意見書や医師の診断書等、その他必要となる書類	必要と認められる期間

- 申請がなされた後、教育委員会で審議され、事由が妥当であるか判断されます。
区域外通学申請の場合は、住所地の教育委員会と学校所在地の教育委員会の間でも協議されます。
- 校区・区域外通学にあたっては、保護者の責任のもと通学の安全が確保されることが前提となります。
- この基準は許可が可能な事由であり、通学方法が児童・生徒の大きな負担になる等事情がある場合は、事由が妥当であっても許可されないことがあります。
- 校区外通学をすることにより発生する補助金等の申請は原則認めません。
- 許可後に申請事由に変更があった場合は速やかに学校教育課に連絡をしてください。
- 許可後に虚偽の申請が判明した場合は、いかなる場合でも許可を取り消します。
- 申請にあたっては、申請書・同意書及び誓約書と上記必要書類を提出してください。
また、上記以外にも必要と思われる書類の提出を求めることがあります。